

5 ムダを徹底的に排除し、成果を意識した行財政運営に向けた主な取組

様式5

取組項目	市政改革プランとの関連	取組の方針・目標内容 (いつまでにどのようなことをめざして取り組むのか)	平成26年度の取組内容	26年度の取組実績及び課題・改善策	目標の達成状況
○ 中期経営計画の推進		○ 地下鉄事業中期経営計画 民営化に向けて、さらなる経営の健全化の取組を進め、経常利益率15%以上を経営目標とし、企業としての成長を図る。	○ 地下鉄事業中期経営計画 確実に目標を達成するために、経営環境の変化に対応すべく、現計画の進捗状況の振り返り及び取り組み方針を再確認し、必要に応じて修正しながら、関西屈指の鉄道事業者になるべく、さらなる経営基盤の強化に取り組み、経営目標の必達につなげる。	○地下鉄事業 人件費・経費の見直しや増収策の取り組みにより、平成26年度においては、経常利益348億円、経常利益率22.6%となり、経営目標を達成した。 平成27年度においても、これまでの経営基盤の強化を踏まえ、経営目標の達成に向けて取り組みを進めていく。	①
		○ バス事業中期経営計画 民営化に向けて、サービスを途切れさせることのないよう、資金不足を生じさせない経営基盤の確保を目指す。	○ バス事業中期経営計画 平成25年度までの取り組み状況や経営環境の変化を踏まえ、引き続き人件費・経費の見直しや増収対策に努める。	○バス事業 経営目標であるキャッシュフローの確保に向けて、人件費・経費の見直しや増収策に取り組んだ結果、平成25年度に累積資金過不足を解消し、2年連続の経常黒字を確保したものの、オスカードリーム和解金等の支払いにより、巨額の資金不足が生じた。 今後、経営破綻状態のバス事業については、経営形態を変えて破綻処理を行う民営化が必要であると考えていることから、平成27年度中に民営化を内容とした経営健全化計画を策定する必要がある。	①
○ バス事業の民営化に向けた取組み★		○ 「バス事業民営化基本プラン(案)」や「バス事業民営化・譲渡の考え方」などについて、議会での議論を踏まえ、民間バス事業者への路線譲渡に向けて具体的な取組を進める。	○ 路線譲渡先の民間バス事業者への職員の転籍など、雇用問題の解決に向けて、労働組合と協議を行い、労使合意を図る。 ○ 民営化の方向性を踏まえ、民間バス事業者への路線譲渡に向けた手続き等を進め、民営化を図る。	バス事業の民営化に向けて、職員の雇用問題や円滑な民間バス事業者への転籍について労使協議を継続している。 ・4月1日にバス路線について、「バス事業民営化基本プラン(案)」に沿って「事業性のある路線」と「地域サービス系路線」に再構築した見直しを実施した。 ・8月に議会での議論・検討に資するため、それまでの議会での議論にもとづく民間譲渡スキーム(大阪シティバス㈱への一括譲渡、段階的譲渡)について、さらなる論点整理や課題、対応策等を「議会において提起されたバス事業の民営化手法に関する検討について」として取りまとめた。 ・さらに、議会議論を踏まえ、11月に「大阪シティバス㈱への一括譲渡」による具体的な譲渡時の事業計画などを取りまとめた「バス事業民営化推進プラン(案)」を策定した。 ・11月に事業の廃止条例案は否決されたが、議会から指摘された課題等への対応策(大阪シティバス㈱の経営改革)を検討し、2月に再上程した。 ・その後、再び事業の廃止条例案は否決されたが、議会の動向等を見極めながら、引き続き民営化を目指していく。	①
○ 地下鉄事業の民営化に向けた具体的な取組み		○ 地下鉄事業民営化基本プラン(案)をもとに、平成27年度の民営化を目指して具体的な検討を進める。	○ 民営化に向けて、新会社の賃金・労働条件、役員体制の見直し、雇用問題等について、労働組合と協議を行い、労使合意を図る。 ○ 民営化に向けて準備を進める ・引き続きデューデリジェンスを実施するとともに、会社設立に必要な手続きを行う ・民営化に向け、新会社への特許や事業免許の譲渡について国土交通省との調整を進めるとともに、資金調達について金融機関と調整・交渉を行う。また、その他関連事項についても関係機関と調整・交渉を行う ・27年4月からの営業開始に向け、新会社を立ち上げ、事業免許譲渡の準備を進めるとともに、組織体制を構築したうえで、新規事業の展開などについて、具体的な検討を進める ○ 民間会計並みの会計基準や財務報告・開示に対応できるよう、システムの構築を進める。	平成26年9月に「地下鉄新会社の人事・賃金制度等の骨格について」及び「民営化を見据えた委託業務の内製化計画(案)」を労働組合に提案し、労使協議を行いつつ、実施できるものから実施している。 ○ 民営化に向けて準備を進める ・5月に24年度決算を民間会計基準に置き換えたデューデリジェンス業務の中間報告を公表。26年度業務では、前年度に実施した内容の時点修正や実在性の追加調査を実施したほか、民営化時の現物出資財産額の試算を行った。 ・事業の譲渡譲受について国土交通省と協議を実施するとともに、資金調達については金融機関からヒアリングを実施した。 ・26年1月に施行された「産業競争力強化法」の適用可否について、同法を所管する経済産業省に確認を行い、計画認定窓口となる事業の所管省庁である国土交通省と協議を進めた。 ・9月に事業引継ぎに必要な手続きなどを行う受け皿会社を設立するための補正予算案を上程した。 ・8月に議会での議論・検討に資するため、改めて民営化の意義・目的等の論点整理や民営化後の事業展開の検討を「地下鉄民営化の論点整理と民営化後の事業展開について」として取りまとめた。 ・11月に事業の廃止条例案及び補正予算案は否決されたが、議会から指摘された課題等への対応策(新たな監査体制の構築、地下街との連携)を検討し、2月に事業の廃止条例案を再上程した。 ・その後、再び事業の廃止条例案は否決されたが、議会の動向等を見極めながら、引き続き民営化を目指していく。 ・民間会計基準を見据えたシステム構築を進め、平成26年度からの地方公営企業会計制度の見直しの一部である「リース会計」及び「減損会計」にかかる機能を部分稼働させた。	①
○ 土地信託事業に対する今後の取組み		○ 平成26年度末までに信託事業を終了し、オスカードリームの売却を行う。	○ 信託事業における債務の返済財源の一部にあてるため、年度内にオスカードリームの土地建物を売却する。また、和解金の支払財源については、信託終了時点で確定させる。	・平成27年1月にオスカードリームの土地建物の売却について入札を行い、落札業者が決定した。その後、落札者から同年3月31日付けで売買代金金額の支払いがあったことから、同日付けで信託事業を終了のうえ、土地建物の所有権移転を行った。 また、同日付けで受託銀行に対し、和解金の支払いを行い、支払財源については、高速鉄道事業会計より一時借入を行った。	①
○ 外郭団体の改革	(3)-7	○ バス・地下鉄両事業の民営化のスキームを見据え、事業継承だけでなく、引き続き経営改革に取り組むとともに、新規自主事業の開拓を図る。	○ 大阪シティバス㈱においては、賃金労働条件を見直すなど、早急に市バス事業を引き継ぐ体制を整えるとともに、新規事業にも参入し、経営基盤の強化を図る。 ○ ㈱大阪メトロサービスにおいては、地下鉄事業(関連事業)の業務のあり方の再構築と連携し、会社のあり方の抜本的な改革を行う。	・大阪シティバスでは、新たな賃金制度を構築し、12月に導入したほか、新たな路線バス事業を開始するなど経営の安定化に努め、事業継承する体制整備を進めた。 ・バス事業の譲渡にあたっては多くの課題があり、大阪シティバスがスムーズに事業開始できるよう交通局とともに解決していく必要がある。 ・大阪メトロサービスでは、組織改正や給与制度の見直しを行い、経営改革計画に基づく取組を進めた。 ・大阪メトロサービスでは、新規事業の開拓など引き続き経営改革計画を実行し、交通局とともに会社のあり方の抜本的な改革を引続き行う必要がある。	①